

京都市区役所等における連携及び協働の促進に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第68号

京都市区役所等における連携及び協働の促進に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等における連携及び協働の促進に関する規則の一部を次のように改正する。
第20条第1項第1号中「区基本計画」を「区まちづくり運営方針」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)